

基本的労使関係等に関する 業務委員会開催！

11月22日、地本は基本的労使関係等に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、渡邊副委員長、下茂副委員長、細田副委員長、梶田運輸担当部長、高原運輸担当部長、田川運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、三浦運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、川村人事課係長でした。

「申」第1号基本的労使関係等に関する申し入れ（2023年9月4日申入）

1. 団体交渉並びに業務委員会については「申し入れ」後、速やかに開催すること。
【会社回答】協約に基づき適切に対応している。
2. 団体交渉並びに業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について団体交渉並びに業務委員会を開催すること。
【会社回答】協約に基づき適切に対応している。
3. 経営協議会並びに業務委員会の委員については、労働協約に則り原則通りに指定すること。
【会社回答】協約に基づき適切に対応している。
4. 組合員の苦情申告票による苦情処理会議は、誠意をもって全て開催すること。
【会社回答】協約に基づき適切に対応している。
5. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概況や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。
【会社回答】協約に基づき適切に対応している。
6. 本人の同意のない強制出向は、直ちに止めること。
【会社回答】就業規則等に基づき適切に対応している。
7. 関連会社における勤務の取扱いに不備が散見される。また、専任出向組合員の就労条件でJR本体と比較して、実際に不利益が生じている。今後、勤務の取り扱いの不備及び、就労条件の不利益が生じないよう指導すること。
【会社回答】
出向先企業における勤務の取扱いは、各企業が責任を持って設定すべきものであり、当社の権限外事項である。また出向を命じられた専任社員の就労条件については、専任社員就業規則及び出向規程に基づいて適切に対応する。

以上